

令和2年第2回上毛町議会定例会会議録 (3日目)

招集の場所 上毛町議会議場

開閉会日時及び宣言

令和2年6月12日 午前10時00分

○応招（不応招）議員及び出席並びに欠席議員

出席議員（12名）

1番 高西正人 2番 友岡みどり 3番 岩花寛之 4番 田中唯登志
5番 廣崎誠治 6番 宮本理一郎 7番 峯 新一 8番 三田敏和
9番 安元慶彦 10番 茂呂孝志 11番 荒牧弘敏 12番 宮崎昌宗

欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 坪根秀介・ 副町長 岡崎 浩・ 教育長 道免 隆・ 会計管理者 佐矢野 靖
総務課長 永野英憲・ 企画情報課長 堀 綾一・ 開発交流推進課長 熊谷豊司
税務課長 堀田京介・ 住民課長 垂水勇治・ 長寿福祉課長 垂水英治
子ども未来課長 園田秀秋・ 産業振興課長 円入忠義・ 建設課長 尾崎幸光
教務課長 村上英之・ 総務課主幹 宮吉保男

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 堀 三好
議会事務局 宮野英治

○議事日程

令和2年第2回上毛町議会定例会議事日程（3日目）

令和2年6月12日 午前10時00分 開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議案第39号 上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第40号 上毛町農林水産事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第41号 上毛町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第42号 上毛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第43号 上毛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第44号 上毛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第45号 令和2年度上毛町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 9 議案第46号 令和2年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第47号 令和2年度上毛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 発議第 1号 建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者救済基金の設立を検討することを求める意見書（案）
- 日程第12 議案第48号 工事請負契約の締結について（南吉富放課後児童クラブ館新築工事）
- 日程第13 議会運営委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出について
- 日程第14 議会広報特別委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出について

○ 会 議 の 経 過 （ 3 日 目 ）

開議 午前10時00分

○議長（宮崎昌宗君）皆さん、おはようございます。定刻になりました。御起立をお願いします。

一礼して御着席願います。礼

ただいまの出席議員は全員です。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に運営資料を配付しておりますので、御確認ください。

○議長（宮崎昌宗君）日程第1、諸般の報告を行います。

本日の会議では、6月2日の本会議で各常任委員会に審査を付託した議案について、各委員長に審査状況の報告をお願いします。委員長の報告が終了した後、報告に対する質疑を行い、各委員長の審査状況の報告終了後、討論、採決を行います。

なお、各委員長の報告は委員会付託案件をまとめて報告いただきますので、配布した議事日程とは異なりますが、御了解ください。

各委員会の審査結果は、審査結果報告書として議長宛てに提出されておりますので、運営資料の中に写しを添付しております。各委員長の審査状況の報告集終了後の討論、採決は日程の順に従って行いますので御了解ください。

委員会付託案件の審議が終了した後、本日、町長より提出された追加議案の上程を行い、提案理由の説明並びに内容説明に引き続き質疑、討論、採決を行います。

地方自治法第121条の規定に基づく説明員としては、初日に配付した名簿に記載された各氏の出席を認め、会議に出席いただいております。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）これより、各常任委員会委員長から委員会に付託した案件の審査状況の報告を受けます。

○議長（宮崎昌宗君）日程第4 議案第41号、日程第5 議案第42号、日程第6 議案第43号、日程第7 議案第44号、日程第9 議案第46号、以上5件を議題とします。

文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

岩花委員長。

○文教厚生委員長（岩花寛之君）皆さん、おはようございます。文教厚生常任委員会から報告を致します。

当委員会は6月9日、議会中小会議室において、文教厚生常任委員5名と町長以下執行部の出席をもって、午前8時52分開会、9時20分に閉会されました。

当委員会に付託された案件は、町長から提出された条例改正案4件、補正予算案1件の計5案件です。当委員会に付託された案件の審査を行い、次のとおり決定致しましたので、会議規則第41号の規定に基づき報告を致します。なお、質疑については多岐にわたっているため、主要な質疑のみ報告させていただきます。

議案第41号 上毛町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、最初に長寿福祉課長に説明を求めました。新型コロナウイルス感染症に感染、もしくはその疑いのある被保険者等に係る傷病手当を支給するための条例改正であるとの説明がありました。

質疑あり、何人が対象になるか。答弁。国民健康保険の加入のうち給与収入の者が約1,000名になっていると。

質疑。計算が困難ではないか。答弁。直近3か月の給与に対して計算するので簡易である。

質疑。青色申告の専従者が対象になるか。答弁。給与支払いなどで対象となる。

討論なし。採決の結果、全会一致での可決となりました。

次に、議案第42号 上毛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、最初に子ども未来課長に説明を求めました。国の法改正に伴う条例改正であるとのことでした。

質疑。討論ともになし。採決の結果、全会一致での可決となりました。

次に、議案第43号 上毛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、最初に子ども未来課長の説明を求めました。これも国の法改正に伴う条例改正であるとのことでした。

質疑。討論ともになし。採決の結果、全会一致での可決となりました。

次に、議案第44号 上毛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、子ども未来課長に説明を求めました。

この改正案も国の法改正に伴う条例改正であるとの説明がありました。

質疑あり、新型コロナの人員不足に伴い行政職員等によって補ったら今後はどうなるか。答弁。今回は予測してない状況であり、現場の疲弊に伴い補ったが、今後も人員確保に努める。

質疑。今回は特例措置であり、今回の改正でそういった補充ができなくなるのでは。答弁。支援不足の対策を行っていくが、今回のような非常事態では特例措置として今後も同様の体制を町としてとっていかねばならないと考えている。

質疑。災害と同様で全国自治体としても許容範囲として認められるか。答弁。運営としては認められる。

討論なし。採決の結果、全会一致での可決となりました。

次に、議案第47号、令和2年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、最初に長寿福祉課長に説明を求めました。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9万6,000円を追加するものであり、歳入歳出の内訳は、人事異動に伴う総務管理費が90万4,000円の減額、新型コロナ傷病手当金として対象見込みの被保険者のうち給与収入の方の平均給与日額を計算した上で、最低賃金を基準に1日当たり3分の2の額を5,000円とし、200日分の計100万円を予算計上するとの説明でありました。

質疑なし。討論なし。採決の結果、全会一致での可決となりました。

以上で報告を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）委員長の報告が終わりました。これから、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）日程第2 議案第39号、日程第3 議案第40号、日程第10 議案第47号、日程第11 発議第1号、以上4件を議題とします。

総務産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

三田委員長。

○総務産業建設委員長（三田敏和君）皆さん、おはようございます。総務産業建設常任委員会から報告を致します。

当委員会は6月9日、議会中小会議室において、総務産業建設常任委員会6名と町長以下、執行部の出席をもって、午前9時35分開会、午前10時12分に閉会されました。

当委員会に付託された案件は、町長から提出された条例案2件、予算案1件、議員から提出された意見書案1件の4件です。当委員会に付託された案件の審査を行い、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第41条の規定に基づき報告を致します。

議案第39号 上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、最初に税務課長に説明を求めました。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援についてが令和2年4月8日に通知されたことに伴い、これに準じて条例の一部を改正する必要があるためとのことでした。減免申請期限の変更は、納期限7日としていたものを他の町税に合わせて納期限前と変更するものです。また、コロナ感染症等による死亡または重篤化した世帯と、事業収入等3割以上が減少した世帯が対象になるとのことでした。

質疑。健康保険の関係から、自営業の方で、この前、町が措置した売上げが落ちて10万、20万を支給した方でないと、重篤な傷病などは分かるが、そういう該当する方々の売上げが少なくなって収入が落ちたのが対象になるのか。

答弁。基本的に収入減少という形になるので、自営業者の収入が減少したために納税が困難になった方、派遣社員等で仕事がない、給与所得も収入が下がれば該当になる。一概に自営業だけではなく、一般の給与所得者についても適用を受けることが可能になっている。

討論。討論なし。

採決。議案第39号 上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、当委員会は全会一致で可決することに決しました。

議案第40号 上毛町農林水産事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について、最初に産業振興課長に説明を求めました。今回、農村環境整備事業で原井地区のかがい排水事業を実施するに当たり、受益者の原井自治会から分担金を徴収する必要があることと、同事業原井地区のため池改修事業が完了したために条文から削除するための条例改正をお願いするものということでした。

質疑。今、ため池が終わったと説明があったが、ため池の部分がなくなるのか、対

象は水路だけになるのか。答弁。分担金徴収条例で、原井地区の度畑池の改修が平成30年に終わったので、その分は条例を削除して、今回新たに同じ度畑池の関係で洪水吐から普通河川の松谷川までをつなぐ水路160.3メートルが今回対象となり、それを追加するとの答弁でした。

質疑。今回自治会長からと言ったが、自治会長の同意がなければこのような事業はできないのか。答弁。今回はたまたま自治会長からですが、受益者の方がまとまってすれば大丈夫です。その辺は自治会長でないといけないということではありません。

質疑。受益者は何名いるのか。答弁。受益戸数は3戸で受益面積は0.7ヘクタールです。

討論。討論なし。

採決。議案第40号 上毛町農林水産事業分担金徴収条例の一部を改正する条例については、当委員会は全会一致で可決することに決しました。

議案第47号 令和2年度上毛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、最初に建設課長に説明を求めました。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ228万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,852万3,000円とするものです。増額の内容としては、13節委託料で、吉岡地区管路施設設計業務委託料228万6,000円を計上している。吉岡地区の県道新吉富豊前線拡幅工事に伴い、県道内に敷設している農業集落排水污水管の本管の移設と仮設を行うため、その実施設計料228万6,000円をお願いするものです。

質疑。県道で移設することですから事業主体のほうに負担の義務があるのではないか。答弁。これについては、農業集落排水事業を行うときに、県道のほうに占用申請しています。占用申請の条件の中に、県のほうから占用者は、県道の改築等がある場合、占用者が自費をもって行うと条件を付けられています。この部分については町のほうで施工しなければなりません。

質疑。当初予算に出ていない。6月補正にしか出なかった理由は。答弁。県から工事をやるというのを知ったのが5月になってからの話で、それまでこの部分の工事については県のほうから話はありませんでした。

討論。討論なし。

採決。議案第47号 令和2年度上毛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1

号) については、当委員会は全会一致で可決することに決しました。

発議第1号 建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者救済基金の設立を検討することを求める意見書(案)について、最初に提案者に補足説明を求めました。

福岡県内では5自治体が採決されていません。京築地区では、京都郡苅田町が2014年、みやこ町も2014年、行橋市も2014年、豊前市は2019年9月、築上町は2014年、吉富町は2019年6月ということで、上毛町だけがまだ採択されていません。

質疑。初日に発議を出されましたが、訴えを起こしたのは86人、それで間違いな
いか。答弁。九州建設アスベスト訴訟というチラシを頂いているが、これによると86名です。

質疑。陳情書を出しているのが労働組合となっていますが、建設組合は出していないのか。答弁。これは建設組合で、出しているところは労働組合でないと思います。

質疑。労働者として労働組合は分かりますが、建設組合自体は陳情書の行動は起こしてないのか。答弁。その辺は聞き取っていないのでよく分からない。質疑。大川市は2020年3月の予定になっているが、結果はどうなっているのか。答弁。宮若市と大川市は2020年3月となっているが、調べた限りでは分かりませんとの答弁でしたが、昨日調べた結果としては、両市とも2020年3月に採択をされております。

討論。反対討論なし。賛成討論あり。

採決。発議第1号 建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者救済基金の設立を検討することを求める意見書(案)については、当委員会は全会一致で採択することに決しました。

以上で報告を終わります。

○議長(宮崎昌宗君) 委員長の報告が終わりました。これから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○議長(宮崎昌宗君) 日程第8 議案第45号、以上1件を議題とします。

予算決算常任委員会委員長の報告を求めます。峯委員長。

○予算決算委員長(峯 新一君) それでは、予算決算常任委員会の報告を申し上げます。
本定例会で当委員会に付託されました案件は、議案第45号 令和2年度上毛町一般会計補正予算(第5号)の1件であります。

当委員会は去る6月9日、文教厚生、総務産業建設常任委員会に続いて10時半より委員会を開催し、付託された議案の審査を行い、次のとおり決定いたしましたので報告申し上げます。

議案第45号 令和2年度上毛町一般会計補正予算(第5号)について、最初に総務課長より総括説明を受け、詳細については各課長より説明を受けました。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,948万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億422万7,000円とする補正の審査が行われました。当委員会では慎重に審査し、採決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。また、補正予算とはいえ多くの質疑を頂き、誠にありがとうございました。

以上で当委員会の報告を終わらせていただきます。

○議長(宮崎昌宗君) 委員長の報告が終わりました。これから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○議長(宮崎昌宗君) これから、委員会付託案件の討論、採決を行います。

日程第2、議案第39号 上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 賛成討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。したがって議案第39号 上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第3、議案第40号 上毛町農林水産事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。したがって、議案第40号 上毛町農林水産事業分担金徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第4、議案第41号 上毛町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。したがって、議案第41号 上毛町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第5、議案第42号 上毛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

これから討論を行います。反対討論はありませんか。茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）私は、議案第42号に反対の立場から討論いたします。

連結施設の確保の要件が緩和されることで子供たちの安全発達のための環境低下につながるので、この議案に反対いたします。

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（宮崎昌宗君）起立多数。したがって、議案第42号 上毛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第6、議案第43号 上毛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

これから討論を行います。反対討論はありませんか。茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）私は、議案第43号に反対の立場から討論いたします。

連結施設の確保の基準が緩和されることで、子供たちの安全・発達の環境低下につながるので、この議案に反対いたします。

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで討論を終わります。

これから、本案を採決します。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（宮崎昌宗君）起立多数。したがって、議案第43号 上毛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第7、議案第44号 上毛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

これから討論を行います。反対討論ありませんか。茂呂委員。

○10番（茂呂孝志君）私は、議案第44号に反対の立場から討論いたします。

放課後児童クラブ支援員の認定資格研修受講機会の拡大を行うものですが、認定資格要件の緩和につながっているので、この議案に反対いたします。

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（宮崎昌宗君）起立多数。したがって、議案第44号 上毛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第8、議案第45号 令和2年度上毛町一般会計補正予算（第5号）

これから討論を行います。反対討論はありませんか。茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）私は議案第45号に反対の立場から討論いたします。

当初、西側園路の工事費は約9,000万円でしたが、現在これまでに西側園路の工事費は当初の計画の数倍になっており、今回は大池公園の園路の一部の暗い部分解消のために、担当課は違うが、町有林除伐という名目で予算計上を行っている西側園路整備計画は計画がずさんであるということを申し上げて、この議案に反対いたします。

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）私は本議案に賛成の立場で討論いたします。

本議案は原井地区水路改修工事、園芸産地育成事業、牛頭天王公園トイレ整備、道の駅しんよしとみのショーケースの購入や、大平楽のコロナ拡大防止措置等々、町民の安全・安心を守る、町民の日々の生活・暮らしを豊かにするためには必要不可欠な事業ばかりであり、可及的速やかに執行すべきと考え、本議案に賛成するものでございます。

○議長（宮崎昌宗君）ほかにありませんか。廣崎委員。

○5番（廣崎誠治君）私は、議案第45号に賛成の立場から討論いたします。

令和2年度一般会計補正予算（第5号）については、林業総務費、大池公園西側町有林除伐業務については、国の森林環境譲与税を使った森林整備との説明を受けました。この森林環境譲与税創設の趣旨から、森林整備はそもそも保安林を除伐して整備になるかどうか甚だ疑問です。また、大池公園開発に利用していると思われるため反対したいところではありますが、ほかに本補正予算案に記載の公園管理費、牛頭天王公園屋外トイレ解体新設工事は住民からの要望でもあり、またこの公園を訪ねる人に対し利便性があり、これこそ公園の環境整備の一環としてぜひとも早急にすべきものであると思います。

ほかにも、農業振興費、活力ある高収益型園芸産地育成補助金、イチゴパイプハウス4棟の建設等、農業に頑張る若者を育てる意味からもよい政策も多く、予算計上されています。

これらを総合的に判断して、この令和2年度一般会計補正予算（第5号）に賛成いたします。

○議長（宮崎昌宗君）ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本

案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（宮崎昌宗君）起立多数。したがって議案第45号 令和2年度上毛町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第9、議案第46号 令和2年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（宮崎昌宗君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。したがって、議案第46号 令和2年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第10、議案第47号 令和2年度上毛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（宮崎昌宗君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。したがって、議案第47号 令和2年度上毛町農業集

落排水事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君） 日程第11、発議第1号 建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者救済基金の設立を検討することを求める意見書（案）

これから討論を行います。反対討論はありませんか。岩花議員。

○3番（岩花寛之君） 私は反対の立場から討論いたします。

2点、反対理由があります。まず1点目は、今回被害の基金を求めています、既に石綿健康被害救済基金というのは設置されているということがまず一つ。それから2点目に、地方自治法第99条はですね、普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件について意見書を国会または関係行政庁に提出することができるというふうに定められております。今回のこの発議に関しては、当該地方公共団体、つまり上毛町のものに関しては公益に関する事件とはちょっと言いがたいのではないかというふうに思っております。

まず1点目のですね、基金の件ですけれども、実際、平成18年2月に石綿による健康被害の救済に関する法律というのが制定されておまして、被害者救済の認定をされれば、毎月10万3,870円、葬祭費用として19万9,000円、決まった後ですね、申請されてない方でも特別遺族慰労金ということで支給がされており、現在、その機構で1万5,000件の申請に対し1万1,000件の給付が行われております。

平成27年度時点で取ったアンケートでは、その制度に対して「とても満足」「満足」のアンケートの回答が53.7%、「不満」「とても不満」というふうに答えられている方が10%、療養手当について「妥当と思う」というふうに回答された方が28.1%、「妥当と思わない」というふうに回答された方は僅か7.1%となっております。現状、こういうふうなアンケート結果がある中で、国のほうも、今回、平成28年度にも委員会を行いまして様々な法改正をこれまでも行っております。当該地方公共団体、上毛町として、今国がしていることに関してそこまでの知見というところがまだまだないというふうに思っておりますので、私は反対の立場で討論させていただきました。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君） 賛成討論はありませんか。安元議員。

○9番（安元慶彦君） 私は、この意見書につきまして賛成の立場から討論を行います。

初日の日に発案者から、この病気によって非常に苦しんでいる原告が86名ほど現

在いるということでございました。ただ、委員会の日には、本町においてはその被害を被っている方はいないということでございましたけれども、うちの町にそういう該当する方はいないからどうでもいいんだというわけにいかないし、そういったことで、非常にこの病気に対する対応というものが完備されていないんだということでございます。一人は万人のため、万人は一人のためという原則がありますが、そういったことで、自分のところだけにそういうものがなければいいんだということじゃなくて、やっぱりこれは、広くそういった被害を被っている方々を救済するためには、こういったものが必要であるというふうに考えまして、賛成討論を致します。

○議長（宮崎昌宗君）ほかにありませんか。茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）私も賛成討論をよろしいですか。

○議長（宮崎昌宗君）はい。

○10番（茂呂孝志君）発議第1号に賛成の立場から討論いたします。

先ほど安元議員も言われたとおりであります。追加して言わせてもらおうと、今回の公園のトイレの改修工事ですが、あそこもアスベストがあると聞いてます。そういう意味では、そこで工事される方がそういうアスベストの被害に遭う可能性もあるわけですから、ぜひ皆さんたちの御賛同をお願いいたします。

○議長（宮崎昌宗君）ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。本案に対する委員長の報告は原案採択であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（宮崎昌宗君）起立多数。したがって発議第1号 建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者救済基金の設立を検討することを求める意見書（案）は、原案のとおり採択することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）これから、本日の追加議案の上程を行います。なお、議案の上程に際し、議案名の朗読は省略します。

日程第12、議案第48号 以上1件を上程します。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（坪根秀介君）まずもって、本定例会に提出いたしました一般会計補正予算と全議案を御可決いただきましたことを厚く御礼申し上げます。

それでは、ただいま上程いただきました追加議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案第48号 工事請負契約の締結についてであります。令和2年度当初予算において御可決いただいております南吉富放課後児童クラブ館新築工事につきまして、6月1日に指名競争入札を行い、落札業者と仮契約を締結いたしましたので、上毛町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上1議案でございますが、これにつきましては、令和3年度の学童運営上、喫緊の課題であるとともに、アフターコロナに向けても大変重要な案件でありますので、慎重に御審議を頂き、また御可決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（宮崎昌宗君）提案理由の説明が終わりました。ただいま提案理由のありました議案は、本日採決する議案ですので、提案理由に対する質疑は、議案内容の説明に対する質疑と併せて行いますので御了承ください。

日程第12、議案第48号 工事請負契約の締結について（南吉富放課後児童クラブ館新築工事）を議題とします。議案内容の説明を求めます。子ども未来課長。

○子ども未来課長（園田秀秋君）それでは、議案第48号につきまして御説明させていただきます。

議案第48号 工事請負契約の締結について。令和2年6月1日、指名競争入札に付した南吉富放課後児童クラブ館新築工事について、次のとおり工事請負契約を締結する。

令和2年6月12日提出。上毛町長、坪根秀介。

契約の目的。南吉富放課後児童クラブ館新築工事。

工事場所。上毛町大字垂水地内。

契約の方法。指名競争入札。

契約金額。2億5,443万5,500円。

契約の相手方。福岡県福岡市博多区東光寺町1丁目13番5号、三軌建設株式会社代表取締役、松本喜代孝。

工期。本契約の効力発生の日から令和3年3月12日。

理由でございますが、南吉富放課後児童クラブ館新築工事に係る建設工事請負契約について、予定価格が5,000万円を超えるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。議案書の次のページに位置図、それから工事概要をお示ししております。また別紙で入札結果表を配付させていただいております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（宮崎昌宗君）説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）2点ほど質問いたします。

これは最低制限価格を公表してたのかどうかと、失格が、違算が1者ありますけれども、2者失格してますけど、この失格の理由が分かれば。

○議長（宮崎昌宗君）子ども未来課長。

○子ども未来課長（園田秀秋君）最低制限価格は公表しております。失格の理由ですが、2者につきましては予定価格を超えていたため失格となったものでございます。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに質疑はありませんか。安元議員。

○9番（安元慶彦君）この契約金額について云々じゃないんですけど、私はずっと以前から本町の入札のありようというものに疑問を持っております。前回、大池のときには、12者でしたかね、指名したけれども、オリンピック等の仕事の関係で1者しか応札ができなかったということで、これは時期的な問題でやむを得なかった、本当の競争にならなかったけれどもやむを得なかったということになるんですけども、今回は、12者指名をして5者が辞退をしておると。これはまだオリンピックの余波が起きているのかどうか。あるいは、指名の段階であまり精査した指名ではなかったのではないかというふうな気もしております。12者も指名するということは、もう申し上げることもないんですけども、談合の防止、それから最少の経費で最大の効果ですね。これは財政上、一番原則になることですけど、こういった事柄が働いてないというふう思うんですね。

これはまたうまい具合に答弁があるかと思えますけど、これは私が議員をやっている間、永久に続いていくかなと。本当の競争というものが働いてないということでございます。この2億5,000万がいいとか悪いとかそういうことを言ってるんじゃない

いですが、入札の在り方ね、これに限らず全ての本町のこういった事柄をですね、やっぱり執行部のほうは考えるべきであろうし、いずれまた監査委員のほうがしっかりこれに目をつけていただきたいというふうに思っております。

そういうことで、答えられるところ、例えば12者が5者になった理由は何か、指名のやり方はどうだったのか、その辺をちょっと。

○議長（宮崎昌宗君）副町長。

○副町長（岡崎 浩君）一応、指名委員会の委員長という立場でお答えを致します。

最初の指名につきましては、建築のダブルA、AAですね、以上の中から、様々な条件を付してこの12者を設定したところでございます。また、今言われた辞退が5者という部分につきましては、それぞれ内容を吟味いただいた後に、それでもやっぱり施工が厳しいと、技術者等がですね、いまだに厳しいというふうなことでありうというふうに推察を致しております。

また、競争が働かないと。それぞれ、しっかり積算を頂いて、最低制限価格でできないところは、それ以外の金額で応札を致しておりますので、十分その部分で対応できていると。それから、予定価格につきましては今、歩切りが禁止になっておりますので、設計額イコールになっておって、最低制限価格の公表は致しておりますが、それ自身は県あたりも同様の手続をやっておりますので、その部分で十分競争が働いているものというふうに判断を致しておるところでございます。

○議長（宮崎昌宗君）安元議員。

○9番（安元慶彦君）5者の辞退はですね。通知を発送して向こうに届いたらすぐ私のところは辞退しますと言ったのか、入札の日に来て、私のところは辞退しますと言ったのか、その辺はどうですか。

○議長（宮崎昌宗君）子ども未来課長。

○子ども未来課長（園田秀秋君）辞退した業者につきましては、5月7日から5月27日の積算期間の中で辞退届を出されてます。

以上です。

○9番（安元慶彦君）もう1回。

○子ども未来課長（園田秀秋君）5月の1か月間のうちにですね、入札前までに辞退届を出されております。

○議長（宮崎昌宗君）安元議員。

○9番（安元慶彦君）そうしますとね、前もって分かっちゃれば、12者、全体でやっていますね。やっぱり町としては12者ぐらいで競争してもらいたいんだということであれば、代わりをして、当日、12者そろえるべきじゃないかね。

○議長（宮崎昌宗君）副町長。

○副町長（岡崎 浩君）あくまで原理的には、入札の執行を決定して通知を出しておりますので、辞退を含めて入札が適正に行われたという判断をいたしておるところです。

○議長（宮崎昌宗君）ほかにありませんか。茂呂委員。

○10番（茂呂孝志君）4点ほど質疑いたします。

1点目ですが、契約履行の確保をどのように行うのか。監督検査、契約保証金ですね。それから瑕疵担保特約による担保責任存続期間はどのぐらい取ってるのか。それから予定価格の決め方。それから落札率は何%になるのか。それから入札に付した日が6月1日と記述されてます。それで、議案が本日提出するということです。議会と執行部の間では3日前ということが決められていますが、それが守れなかった理由についてお尋ねいたします。

○議長（宮崎昌宗君）子ども未来課長。

○子ども未来課長（園田秀秋君）まず予定価格につきましては、設計額と同額としております。

それから落札率につきましては91.8%です。

それと、6月1日に入札して、上程が最終日になった理由です。その分につきましては、6月1日入札執行で初日の上程は日程的に困難だったことから、最終日での上程となっております。

○議長（宮崎昌宗君）副町長。

○副町長（岡崎 浩君）6月1日に入札の後に仮契約、仮契約の後に議会に上程いたしておりますので、仮契約までの期間が1週間ございますので、その間に仮契約を行って本議会の上程になっております。

それから、今、契約約款を持ってるわけではございませんが、瑕疵担保は重大な瑕疵が2年、その他の瑕疵がたしか10年だったんじゃないかなというふうに記憶いたしておるところと、それから、契約保証金につきましては恐らく、保証会社の保険によるものというふうに推察を致しております。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）契約保証金ですよ、工事費の何%か。多分保険に入っていると思いますが、何%になるのか。それから瑕疵担保存続契約、これについては何年ですか、10年ですか、5年以下なんですか。ここら辺りははっきりしてほしいんです。

それから入札に付した日が6月1日で、それから仮契約の期間を要してですから、本日この議案を提出してなくて、もっと数日前でも提出が、議会が開かれていますからね、できたのではないかなと思うんですが、その点お尋ねいたします。

○議長（宮崎昌宗君）子ども未来課長。

○子ども未来課長（園田秀秋君）6月1日に入札して、それから仮契約を締結したのが6月5日になります。その後、事務局のほうに一応、議案について上程を申し出て、最終日の上程ということになっております。御理解いただきたいと思います。

○10番（茂呂孝志君）瑕疵担保責任の存続。

○議長（宮崎昌宗君）答弁漏れですか。何ですか。

○10番（茂呂孝志君）担保責任存続の期間が10年なのか、5年以内なのか。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（永野英憲君）すみません、ちょっとお時間下さい。今調べておりますので。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員、採決に影響しますか。茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）普通、こういうのを提案するときには、担保責任、業者に責任を取らせる期間は幾らかということにはね、提案する以上はやっぱりちゃんと把握してくるべきですよ。

○議長（宮崎昌宗君）分かりました。では、来るまで暫時休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時57分

○議長（宮崎昌宗君）それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

答弁からいいですか。総務課長。

○総務課長（永野英憲君）それでは、瑕疵担保の件につきましてお答えをさせていただきます。

4月1日の民法の改正で、それまでについては瑕疵担保というようなことで工事約款のほうに記載がございましたが、現在、契約不適合責任というような項目で約款のほうに記載をされております。

その内容を申し上げますと、発注者は、引き渡された工事目的物が種類または品質

に関して契約の内容に適合しないものであるときは、受注者に対し、目的物の補修、または代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。これが第1項でございます。

続いて第2項では、前項の場合において、受注者は発注者に不適當な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

第3項でございますが、第1項の場合において、発注者が相當な期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく直ちに代金の減額を請求することができるということで、1号といたしまして、履行の追完が不能であるとき。2号といたしまして、受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。3号といたしまして、工事目的物の性質または当事者の意思表示により、特定の日時または一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達成することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を通過したとき。第4号といたしまして、第3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるときというようなことが記載されております。

この内容によりまして、今までで言う瑕疵担保というような対応というようなことになろうかと思います。

○10番（茂呂孝志君）その期間。

○議長（宮崎昌宗君）期間のほうは。総務課長。

○総務課長（永野英憲君）期間ということで申し上げます、契約不適合責任期間等というようなことで記載がございます。発注者は引き渡された工事目的物に関し、規定による引渡しを受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求または契約の解除をすることができないということで、基本的には2年ということでございますが、ただいま申し上げた規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しするとき発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者はその責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡

しを受けた日から1年が経過する日まで請求をすることができるというようなこと
でございます。

以上でございます。

○議長（宮崎昌宗君）ほかにございますか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対討論ありませんか。茂呂委員。

○10番（茂呂孝志君）私は、議案第48号に反対の立場から討論いたします。

工事を急がなければならないという緊急性は分かりますが、担保責任の存続期間が
2年ということで、これは非常に短過ぎます。期間が短いのでこの議案に反対いたし
ます。

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。安元議員。

○9番（安元慶彦君）私は、この議案が議決次第、速やかに契約をしていただきまして、
この前の説明でちょっと聞いたような気がしますけど、この付近にないすばらしい施
設の内容だということでございますから、ぜひ、本町のそういった保育ですかね、幼
児、そういった方々の童心の場として、一日も早く完成することを願って賛成討論と
します。

○議長（宮崎昌宗君）ほかにありますか。宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）私は本原案に賛成の立場で討論いたします。本町の将来を担う
子供たちが利用する施設の建設は、まず先行投資として住民挙げて喜ぶべきことであ
り、積極展開を支持いたします。ただ、その施設の機能及び設備内容においては、町
内各地区児童クラブとのバランスを考えながら、子供たちに対する平等の扱いと機会
均等を配慮した上での展開を希望して、この議案に賛成するものでございます。

○議長（宮崎昌宗君）ほかにありますか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）討論を終わります。

これから本案を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を
求めます。

（起立多数）

○議長（宮崎昌宗君）起立多数。したがって議案第48号 工事請負契約の締結につい

て（南吉富放課後児童クラブ館新築工事）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君） 日程第13、議会運営委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出についてを議題とします。

配布した運営資料のとおり、議会運営委員会委員長から所掌事務のうち会議規則第75条の規定により、特定事件の調査事項について閉会中の継続審査及び調査とした旨の申出がありました。お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

○議長（宮崎昌宗君） 日程第14、議会広報特別委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出についてを議題とします。

配付した運営資料のとおり、議会広報特別委員会委員長から所管事務のうち会議規則第75条の規定により、特定事件の調査事項について閉会中の継続審査及び調査とした旨の申出がありました。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

○議長（宮崎昌宗君） 以上で本日の日程は全て終了しました。これで会議を閉じます。
令和2年第2回上毛町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時05分

○上記、会議の経過を記録して、事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年 月 日

上毛町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員